○環境省令第十二号

公害健康被害の補償等に関する法律（昭和四十八年法律第百十一号）を実施するため、公害健康被害の補償等に関する法律施行規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

環境大臣　浅尾慶一郎

公害健康被害の補償等に関する法律施行規程の一部を改正する省令

公害健康被害の補償等に関する法律施行規程（昭和四十九年総理府令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条を次のように改める。

第二十一条　削除

様式第四号を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○防衛省令第九号

防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十八号）附則第五条及び第六条の規定に基づき、防衛省の職員の俸給の切替え等に関する省令を次のように定める。

令和七年四月一日

防衛大臣　中谷　元

防衛省の職員の俸給の切替え等に関する省令

（医師又は歯科医師である自衛官の俸給月額の切替え）

第一条　防衛省の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第七十八号。次条において「防衛省給与改正法」という。）附則第五条に規定する防衛省令で定める俸給月額（別表において「新俸給月額」という。）は、別表に掲げる令和七年四月一日（以下「切替日」という。）の前日におけるその者の属する階級及び同日におけるその者が受けていた俸給月額（別表において「旧俸給月額」という。）に応じて同表に定める俸給月額とする。

（切替日前の異動者の号俸の調整）

第二条　防衛省給与改正法附則第六条に規定する防衛省令で定める職務の級又は階級を異にする異動をした職員に準ずる職員は、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（令和六年法律第七十二号。次項において「一般職給与改正法」という。）附則第五条の規定に基づき人事院が定めるところの例による。

２　切替日前に職務の級又は階級を異にする異動をした職員及び前項の職員の切替日における号俸に係る必要な調整については、一般職給与改正法附則第五条の規定に基づき人事院が定めるところの例による。

別表

階級	旧俸給月額	新俸給月額
陸将補、海将補及び空将補の(二)欄の適用を受ける者	601,300円	605,500円
	602,100円	605,500円
	602,900円	605,500円
	603,700円	605,500円
一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(一)欄の適用を受ける者	553,300円	557,600円
	554,000円	557,600円
	554,700円	557,600円
	555,400円	557,600円
	556,100円	557,600円
	556,800円	557,600円
	557,500円	557,600円
	558,200円	562,100円
	558,900円	562,100円
	559,600円	562,100円
	560,300円	562,100円
	561,000円	562,100円
	561,700円	562,100円
	562,400円	566,100円
	563,100円	566,100円
	563,800円	566,100円
	564,500円	566,100円
	565,200円	566,100円
	565,900円	566,100円
	566,600円	569,600円
	567,300円	569,600円
	568,000円	569,600円
	568,700円	569,600円
	569,400円	569,600円
	570,100円	572,600円
	570,800円	572,600円
	571,500円	572,600円
	572,200円	572,600円
	572,900円	575,100円
	573,600円	575,100円
	574,300円	575,100円
	575,000円	575,100円
	575,700円	577,100円